○人事異動に伴う発令形式等に関する取扱要綱の制定について

令和５年３月８日

道本務第4624号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

人事異動に伴う発令形式等については、これまで「人事異動に伴う発令形式等に関する取扱要綱の制定について」（平30．３．30道本務第8179号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、降任及び再任用に係る発令形式を改め、また、一部辞令の作成を取りやめるなど所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「人事異動に伴う発令形式等に関する取扱要綱」を定め、令和５年４月１日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

# 人事異動に伴う発令形式等に関する取扱要綱

## 第１　目的

この要綱は、職員（北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号）第２条第５号に規定する職員をいう。以下同じ。）の採用、昇任、配置換その他人事異動の際に交付する辞令の発令形式等に関して統一的な取扱方法を定め、もって適正な人事管理に資することを目的とする。

## 第２　定義

この要綱において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

⑴　採用　現に職員でない者を新たに職員に任命することをいう。

⑵　昇任　現に就いている官職より上位の官職に任命することをいう。

⑶　配置換　職員を昇任又は降任以外の方法で、所属又は職務の担当の変更を命ずることをいう。

⑷　任命換　現在の官職を他の官職に変更すること（警察官から一般職員に、若しくは一般職員から警察官に、又は事務職員から技術職員に、若しくは技術職員から事務職員に任命すること。）をいう。

⑸　兼任　現に官職に任用されている職員を、その職を保有させたまま他の職に任用することをいう。

⑹　併任　現に官職に任用されている職員又は他の任命権者に属する機関の職員を、その官職（職）を保有させたまま他の官職又は警察職員に任用することをいう。

⑺　派遣　職員としての身分を保有したまま任命権者を異にする他の機関で勤務させること又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）に基づき、職員としての身分を保有したまま職務に従事せず、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等の業務に従事させることをいう。

⑻　外国出張　調査、視察、研修、会議出席等のため、外国へ出張させることをいう。

⑼　出向　公務員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関の官職に異動させることをいう。

⑽　休職　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第２項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第１条の２の規定により職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。

⑾　復職　休職等中の職員を職務に復帰させることをいう。

⑿　休業　法第26条の５第１項の規定による自己啓発等休業、同法第26条の６第１項の規定による配偶者同行休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条の規定による育児休業をいう。

⒀　育児短時間勤務　地方公務員の育児休業等に関する法律第10条の規定による育児短時間勤務をいう。

⒁　療養（就業禁止）　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条及び北海道警察処務規程第36条の３の規定により、職員に対し就業を禁止することをいう。

⒂　降任　法第28条第１項若しくは北海道警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任取扱規程（平成26年警察本部訓令第16号。以下「特定分限規程」という。）第３条の規定により、その意に反し、現に就いている官職より下位の官職に任命すること、法第28条の２第１項の規定により、管理監督職勤務上限年齢により現に就いている官職より下位の官職に任命すること、又は北海道警察職員任用規程（昭和60年警察本部訓令第９号）第39条の４の規定により、職員自身からの願い出により現に就いている官職より下位の官職に任命することをいう。

⒃　免職　法第28条第１項若しくは第29条第１項又は特定分限規程第３条の規定により、その意に反して職員としての身分を失わせることをいう。

⒄　失職　法第28条第４項の規定により、職員としての身分を失わせることをいう。

⒅　懲戒　法第29条第１項の規定による戒告、減給、停職又は免職の処分をいう。
⒆　退職　免職、失職及び出向の場合を除き、職員としての身分を失うことをいう。
⒇　勤務延長　法第28条の７及び北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号。以下「定年条例」という。）第４条第１項の規定による勤務延長をいう。
(21)　再任用　法第22条の４及び定年条例第12条の規定により、定年前再任用短時間勤務職員として採用すること、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第４条及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年北海道条例第42号。以下「整備条例」という。）附則第５項若しくは第６項の規定により、常時勤務を要する職へ採用すること、又は改正法附則第６条及び整備条例附則第13項若しくは第14項の規定により、短時間勤務の職へ採用することをいう。
(22)　補職　職員に担当させる職務をいう。

第３　発令形式

１　辞令（別記第１号様式）による発令の形式は、別表第１に掲げるものについて警察本部長が行うものとする。

２　分掌命令簿による発令（北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第３号。以下「組織に関する訓令」という。）第48条第１項の課長補佐等の担当の指定及び同条第２項の警部補（同相当職）以下の配置又は配置換をいう。）の形式は、別表第２に掲げるものについて所属長が行うものとする。

第４　職の取扱い等

１　職の発令は、兼職及び併任の場合を除き、１人１職とし、他の職に発令された場合は前の職は自動的に失うものとする。

２　身分と職の発令は、それぞれ区分して行うものとし、身分の発令の場合は「任命する」を、職（勤務箇所）の発令の場合は「命ずる」を用いるものとする。

３　身分の発令は、警察官の場合は階級の前に「北海道」を、一般職員の場合は事務職員（技術職員）の前に「北海道警察」を冠して行うものとする。

４　辞令の「現官職」欄の表示は、別表第３の記載例によるものとする。

第５　辞令の交付等

１　警察本部長は、職員の任免等を発令する場合には、辞令及び人事異動通知書（別記第２号様式）を作成し、人事異動通知書を当該職員の所属に送付するとともに、辞令を当該職員に交付するものとする。ただし、次の各事項のいずれかに該当する場合においては、辞令及び人事異動通知書の作成を省略するものとする。
(1)　第３の２の事項の定めにより所属長が分掌命令簿により発令するとき。
(2)　組織に関する訓令の定めるところにより発令があったとみなされるとき。
(3)　その他辞令の交付によらないことが適当であると警察本部長が認めるとき。

２　前事項による発令が、法第28条第１項及び第２項第２号の規定により職員の意に反して行われる分限処分に係るものである場合においては、北海道警察職員分限取扱規程（平成15年警察本部訓令第23号）第18条第２項に規定する分限処分書等の交付をもって辞令の発令に代えるものとする。

３　法第29条第１項の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分を行う場合は、北海道警察職員懲戒等取扱規程（昭和33年警察本部訓令甲第12号）第18条第１項に規定する懲戒処分書等の交付をもって辞令の発令に代えるものとする。

４　特定分限規程第３条の規定により、免職又は降任の処分を行う場合は、同規程第19条第２項に規定する特定分限処分書の交付をもって辞令の発令に代えるものとする。

第６　辞令の交付方法等

１　辞令の交付は、警察本部長又は所属長が行うものとする。ただし、警察本部長又は所属長は、職員を指定して辞令の交付を行わせることができる。

２　辞令の交付に当たり当該職員の所在を知ることができない場合は、家族等に通知するとともに、その内容を北海道公報に掲載することをもってこれに代えることができるものとする。この場合において、当該公報に掲載された日から２週間を経過したときは、辞令の交付があったものとみなす。

※　別表等は省略